

群馬県報



目次

群馬県農業協同組合検査規則の一部改正	(農業経済課)	一
告示		
○使用料の収納事務の委託	(人権男女共同参画課)	二
○救急医療協力診療所の取消し	(医務課)	二
○使用料の収納事務の委託	(緑づくり推進センター)	二
○同		二
○観覧料等の収納事務の委託	(蚕糸園芸課)	三
公告		
○指定機関の指定	(高齢政策課)	三
○土地改良区役員の就任の届出	(農業基盤整備課)	三
○都市計画事業の変更認可	(都市計画課)	五
○同		五
○同		五
○道路位置の指定	(建築住宅課)	六
○公開による意見の聴取	(同)	六
○開発工事の完了	(同)	七
選挙管理委員会告示		
○公職選挙法第六十一条第一項第三号の規定による施設の指定取消し		八
○個人演説会等を開催することができる施設の指定		九

規則

群馬県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月二日

群馬県知事 小寺 弘之

群馬県規則第六十七号

群馬県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則

群馬県農業協同組合検査規則(昭和二十六年群馬県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法第九十三条第二項に規定する子会社等又は共済代理店(以下「子会社等又は共済代理店」という。)」を「法第九十三条第二項に規定する子会社等、信用事業受託者又は共済代理店」に改める。

第二条中「組合若しくは子会社等又は共済代理店」を「組合又は法第九十三条第二項に規定する子会社等、信用事業受託者若しくは共済代理店」に改める。

別記様式中「子会社等又は共済代理店」を「子会社等、信用事業受託者又は共済代理店」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●群馬県告示第342号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成18年5月2日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 前橋市大手町三丁目13番5号 財団法人群馬県女性会館
- 2 委託した事務の内容 群馬県女性会館の設置及び管理に関する条例(昭和58年群馬県条例第5号)第14条第1項に規定する使用料の収納事務
- 3 委託期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

●群馬県告示第343号

次の医療機関は、群馬県救急医療協力機関の指定に関する規則(昭和53年群馬県規則第65号)第2条第1項の規定による指定を受けた救急医療協力診療所でなくなった。

平成18年5月2日

群馬県知事 小寺弘之

名称	所在地
篠崎医院	前橋市大友町2-9-6

●群馬県告示第344号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成18年5月2日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 前橋市上大島町182番地20 群馬県森林組合連合会
- 2 委託した事務の内容 群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例(平成10年群馬県条例第26号)別表第2に規定する赤城ふれあいの森の有料公園施設の使用料の収納事務
- 3 委託期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

●群馬県告示第345号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成18年5月2日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 前橋市大友町一丁目18番7号 社団法人群馬県林業公社
- 2 委託した事務の内容 群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例(平成10年群馬県条例第26号)別表第2に規定するさくらの里の有料公園施設の使用料の収納事務
- 3 委託期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

●群馬県告示第346号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり観覧料及び使用料の収納事務を委託した。

平成18年5月2日

群馬県知事 小寺弘之

1 委託を受けた者の名称、所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 財団法人群馬県公園緑地協会
 (2) 所在地 前橋市敷島町6番地
 (3) 代表者の氏名 理事長 岩瀬哲

2 委託した事務の内容 群馬県水産学習館の設置及び管理に関する条例(昭和62年群馬県条例第16号)第10条に規定する観覧料の収納事務及び群馬県県有施設共通パスポート条例(平成13年群馬県条例第10号)第2条第1項に規定する使用料の収納事務

3 委託期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

公 告

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の30第1項の規定により、指定機関を平成18年4月1日、次のとおり指定した。

平成18年5月2日

群馬県知事 小寺弘之

名称	主たる事務所の所在地	調査事務を行う事務所の所在地
特定非営利活動法人群馬社会福祉評価機構	前橋市新前橋町13-12	前橋市新前橋町13-12
特定非営利活動法人権利擁護ネットはあとらんど	渋川市石原1269-1	渋川市石原1248-5
諏訪リサーチ有限公司	桐生市宮本町3-6-32	桐生市宮本町3-6-32

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があった。

平成18年5月2日

群馬県知事 小寺弘之

土地改良区名	理事監事の別	区分	役員氏名	住所
赤城原	理事	再任	清水 十三夫	利根郡昭和村大字赤城原783番地
	同	同	竹内 敏昭	同 同 同 同 835番地
	同	新任	綿貫 和夫	同 同 同 同 674番地
	同	再任	須郷 誠	同 同 同 同 1028番地
	同	新任	金田 弘	同 同 同 同 875番地1
	同	同	小林 貞夫	同 同 同 同 1156番地
	同	同	真下 信秀	同 同 同 同 737番地1
	同	再任	見城 恵佐男	同 同 同 糸井5936番地
	同	新任	涌井 昇	同 同 同 同 6476番地2

	同	再 任	武 井 忠 雄	同 同 同 同	6 6 4 4 番地
	同	新 任	星 野 豊	同 同 同 同	6 6 9 3 番地
	同	再 任	佐 藤 伸 雄	同 同 同 同	7 1 6 8 番地 1
	同	同	松 井 昇	同 同 同 同	7 1 7 9 番地
	同	新 任	中 澤 睦 一	同 同 同 同	6 2 1 7 番地
	同	再 任	大 竹 貞 次	同 同 同 同	6 3 8 2 番地
	同	新 任	廣 瀬 勇	同 同 同 同	6 3 4 5 番地
	同	同	齋 藤 哲 也	同 同 同 同	6 9 5 1 番地
	同	再 任	柳 岡 千 秋	同 同 同 同	6 9 5 3 番地
	同	新 任	戸 田 浩 一	同 同 同 同	7 1 0 0 番地
	同	同	藤 井 照 明	同 同 同	川額 1 8 番地
	同	再 任	町 田 高 久	同 同 同	糸井 7 6 5 5 番地
	同	同	廣 田 忠 一	同 同 同	赤城原 7 3 9 番地
	同	同	加 藤 秀 光	同 同 同	糸井 2 2 2 9 番地
	監 事	再 任	武 井 幸 男	同 同 同 同	6 6 1 6 番地
	同	新 任	山 崎 光 太 郎	同 同 同	赤城原 9 2 0 番地
	同	同	金 崎 正 幸	同 同 同	糸井 7 1 1 1 番地
	理 事	退 任	諸 田 節 雄	同 同 同	赤城原 9 0 1 番地
	同	同	武 井 文 勝	同 同 同 同	8 7 3 番地 5
	同	同	勝 美 一 郎	同 同 同 同	1 1 6 1 番地
	同	同	中 村 正 博	同 同 同 同	7 2 7 番地
	同	同	木 暮 眞 一	同 同 同	糸井 6 4 9 0 番地
	同	同	小 林 篤	同 同 同 同	6 7 3 0 番地
	同	同	小 野 澤 孝 則	同 同 同 同	6 2 3 0 番地
	同	同	金 崎 正 幸	同 同 同 同	7 1 1 1 番地
	同	同	志 田 敏 郎	同 同 同 同	7 0 7 4 番地
	同	同	青 木 藹	同 同 同	川額 4 1 番地
	監 事	同	綿 貫 和 夫	同 同 同	赤城原 6 7 4 番地
	同	同	松 井 かき子	同 同 同	糸井 7 1 1 1 番地
上 宍 地	理 事	同	峰 川 淳 夫	沼田市上宍地町 1 3 0 8	
	同	新 任	桑 原 昭 一	同 同	1 3 1 6
	同	再 任	角 田 徳 太 郎	同 同	1 9 3
	同	同	齋 藤 清 市	同 同	9 5 7
	同	同	齋 藤 眞 一 郎	同 同	1 9 0 9
	同	同	齋 藤 由 之 助	同 同	2 0 2 2 - 1
	同	同	田 村 昭 吉	同 同	6 2 6
	同	同	松 井 恵 視	同 同	2 0 6
	同	同	林 文 昭	同 同	5 0 0
	同	同	吉 野 進	同 同	5 3 9

同	同	橋 壁 卷 一	同 同 6 6 9 - 2
同	同	石 川 五三七	同 同 1 1 1 4
同	同	齋 藤 五 郎	同 同 1 1 5 9
同	同	小野塚 昭 七	同 同 1 2 7 9
同	同	山 田 純 一	同 同 1 3 3 7
同	同	戸 丸 作	同 同 2 3 4 7
同	同	齋 藤 順 一	同 同 2 2 0 1
同	同	戸 丸 健	同 同 2 2 7 0
同	同	齋 藤 憲之助	同 同 1 9 0 1 - 1
同	新 任	齋 藤 芳 夫	同 同 1 9 1 6
同	再 任	星 野 已喜雄	同 上原町1756-200
監 事	退 任	桑 原 昭 一	同 上野地町1316
同	再 任	峰 川 敬 明	同 同 5 8 2
同	同	田 村 景 一	同 同 2 0 3 3
同	新 任	峰 川 福太郎	同 同 1 3 1 2

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、平成18年3月29日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示（平成18年関東地方整備局告示第167号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成18年5月2日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 都市計画事業の種類及び名称 平成7年建設省告示第1226号太田都市計画道路事業3・2・2号東毛幹線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在
 収用の部分 平成7年建設省告示第1226号、平成9年建設省告示第1791号及び平成16年関東地方整備局告示第114号の事業地のうち太田市西矢島町地内において事業地を変更する。
 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成7年6月12日から平成20年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、平成18年3月29日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示（平成18年関東地方整備局告示第166号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成18年5月2日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 都市計画事業の種類及び名称 平成9年建設省告示第2133号前橋都市計画道路事業3・4・86号下大島駒形線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在
 収用の部分 変更なし
 使用の部分 なし

5 事業施行期間 平成9年12月18日から平成20年3月31日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、平成18年3月29日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示(平成18年関東地方整備局告示第165号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成18年5月2日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 都市計画事業の種類及び名称 平成11年建設省告示第1835号太田都市計画道路事業3・2・2号東毛幹線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在
 取用の部分 平成11年建設省告示第1835号の事業地に邑楽郡大泉町いずみ二丁目、坂田七丁目、大字坂田並びに太田市東別所町を加える。
 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成11年10月19日から平成24年3月31日まで

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
 平成18年5月2日

群馬県知事 小寺弘之

番号	道路の位置	幅員及び延長	指定を受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては所在地及び名称)	指定番号 指定年月日
1	勢多郡富士見村大字原之郷 字小貝戸1624-1	幅員 5.15m 延長 35.00m	勢多郡富士見村大字原之郷 1626-1 品川富嗣	前土第304-43号 平成18年3月7日
2	勢多郡富士見村大字原之郷 字慶阿弥2462-6	幅員 5.00m 延長 34.80m	勢多郡富士見村大字原之郷 2336-1 南雲秀樹	前土第304-44号 平成18年3月7日
3	渋川市八木原字徳楽120 3-16	幅員 4.60m 延長 34.57m	北群馬郡吉岡町大字南下2 53 大一建設株式会社	前土第304-45号 平成18年3月15日
4	安中市板鼻一丁目字上町1 968-4	幅員 5.00m 延長 35.00m	安中市原市4-4-40 株式会社高橋ハウジング	高土第254-48号 平成18年3月31日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成18年5月2日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請建築物の建築予定地 甘楽郡甘楽町大字小幡字大下町西側308-1、307及び303-1の全部並びに306の一部
- 2 申請建築物の概要

主要用途	工場(電気制御盤及び変換機盤の作成)
構造、規模及び延べ面積	既存建築物(工場及び事務所):鉄骨造2階建て 延べ面積1,221.12㎡
	増築予定建築物(工場):鉄骨造平屋建て 延べ面積480.00㎡

- 3 申請建築物の建築制限される理由 申請建築物が第一種住居地域内で制限されている用途の建築物であるため
 4 申請建築物の建築予定地の用途地域の種類 第一種住居地域
 5 意見の聴取の期日及び場所 平成18年5月12日(金) 午後2時から 甘楽町公民館2階大会議室(甘楽郡甘楽町大字小幡183番地)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨、公告する。

平成18年5月2日

群馬県知事 小寺弘之

番号	開発区域に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
1	藤岡市本動堂字屋敷前309-15	多野郡吉井町大字矢田574-1 クローバーハイツB202号室 高柳英弘
2	藤岡市白石字前原2340-5	高崎市下佐野町468番地1望岳荘6号 小川真二 小川喜美子
3	藤岡市下大塚字寺北676-39、676-40	高崎市上小鳥町364県住D棟174号 齋藤智之 齋藤明美
4	藤岡市神田字後305-4	藤岡市神田732-3 木村昇
5	富岡市南蛇井字増光寺148-1、148-6、150-1、151-1、152、153、154-1、156-1、157-1、157-4、157-6、159-1、159-6、159-7、160-2、161、162-1、162-2、162-3、165-1、150-1先、152先、159-7先、161先、145-3の一部、165-1先道路、165-3の一部	富岡市南蛇井152番地 株式会社荒船 代表取締役 鶴田年明
6	富岡市黒川字中才641-1、641-2、642-1、642-3、642-4、642-1先水路、字小塚676-1、676-3、699、700、676-1先水路、699先水路、700先水路	高崎市高関町380 株式会社ベイスシア興産 代表取締役 土屋嘉雄
7	北群馬郡吉岡町大字大久保字新田入口974、975、976-1、977、979、980、982-1	前橋市千代田町五丁目20番6号 有限会社ケイティエスホテルシステムズ 代表取締役 久保田利雄
8	甘楽郡甘楽町大字天引字下平221-3、222-2、223-1、223-2、223-3、224、225-1、225-2、226-2、230-1、230-2、230-3、233-2、字口明塚278、279、280、281-1、281-2、281-3、282-1、282-2、283-1、283-2、284、285、286-1、286-2、287-1、287-3、288-1、288-2、289-1、289-2、325-4、329-1、331-1、332、333-1、333-2、334-1、335-1、336、337、338-1、339-1、340、341、342-1、343-1、343-2、343-3	甘楽郡下仁田町大字下仁田682番地 甘楽郡土地開発公社 理事長 岡田常夫

9	佐波郡玉村町大字五料字中前川原771-1	佐波郡玉村町大字小泉225番2 サマックスT ONE201 篠崎裕 篠崎千安希
10	佐波郡玉村町大字上茂木505-1、505-4、 505-18	高崎市緑町一丁目15-5 有限会社阿久津都市開発 取締役 阿久津昇
11	新田郡笠懸町大字久宮字西浦310	桐生市広沢町五丁目1633番地 株式会社サンコー・インダストリアル・オートメー ション 代表取締役 根岸宏
12	みどり市笠懸町久宮115-4、115-18、1 15-42、115-43、115-44	みどり市笠懸町久宮115-4 株式会社金加 代表取締役 金井正一
13	邑楽郡板倉町大字西岡字中岡1415-3	館林市坂下町3220番地 カーサエミネン C-102 北野陽一郎 北野佳奈子
14	邑楽郡明和町上江黒464-4	奈良県橿原市曾我町1045番地の19 奥林あけ美
15	邑楽郡千代田町大字上五箇字中道241-3、24 2-1、242-3、243-1、245-1、2 45-2、245-3	邑楽郡千代田町大字上五箇246 田島縫製株式会社 代表取締役 杉山まつ江
16	邑楽郡大泉町大字上小泉字万願寺395の一部、3 96の一部、397-1の一部、397-2の一部、 398の一部、414-1、414-2、415- 1、415-2、416-1、416-2、417- 1の一部、417-2の一部、419の一部	邑楽郡大泉町日の出55番1号 大泉町長 長谷川洋
17	邑楽郡邑楽町大字狸塚字本郷130-5、130- 7、131-1	邑楽郡邑楽町大字篠塚562番地1 鈴木健二
18	邑楽郡邑楽町大字中野字十三坊塚1940、194 0-2、1941、1942、1943	邑楽郡邑楽町大字中野1840番地 青山敏雄
19	邑楽郡邑楽町大字赤堀字大谷原4019-4	邑楽郡邑楽町大字赤堀4009番地 古澤徹
20	邑楽郡邑楽町大字中野字高畑1955-2	邑楽郡邑楽町大字中野1954番の2 眞仁田フク子
21	邑楽郡邑楽町大字狸塚字本郷130-4、131- 4、131-5	邑楽郡邑楽町大字赤堀3600番地1 浦野敏行

選挙管理委員会告示

●群馬県選挙管理委員会告示第45号

笠懸町選挙管理委員会は、次の施設について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定による施設の指定を取り消した。

平成18年5月2日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭 明

施設の名称	所在地	種別	収容人員	面積	取消年月日
笠懸町立体育館	新田郡笠懸町大字鹿 344番地	体育館	800人	1,287.6 m ²	平成18年3月24日
		交流ホール ・ステージ	200人	259 m ²	

笠懸町まちづくり交流館	新田郡笠懸町大字阿左美1581番地1	音楽室1	50人	83	m ²	平成18年3月24日
		視聴覚室	60人	98	m ²	
		サークル活動室2	34人	60	m ²	
		サークル活動室3	24人	50	m ²	
		和室1	50人	57	m ²	
		和室2	50人	60	m ²	

●群馬県選挙管理委員会告示第46号

みどり市選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会等を開催することができる施設として次の施設を指定した。

平成18年5月2日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

施設の名称	所在地	種別	収容人員	面積	取消年月日
みどり市立笠懸体育館	みどり市笠懸町鹿344番地	体育館	800人	1,287.6	m ² 平成18年3月27日

毎週火・金曜日発行
 定価 三、九九〇円
 (消費税、地方消費税を含む。)
 本号一部 一八九円
 (消費税、地方消費税を含む。)

発行 群馬県

印刷所

株式会社 朝日印刷工業株式会社
 前橋市元総社町六番地
 TEL 〇二七―二五一―一二二

